

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成29年6月29日福警刑総第721号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「一度県警より検察に送付した証拠品を検察より県警に還付することができるかできないかについての法的根拠及び還付できたとしてそれを所有者へ還付できるかできないかについての法的根拠」である。

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全部開示を求めるといふものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年6月11日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年6月29日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年7月19日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件文書について作成も取得もしていないとすれば、捜査において所有権を侵害する行為を強要することを違法に行っていることになり、公務員の職権乱用にかかわる犯罪（刑法193条～196条）、刑法の強要罪等に違反

をし、懲戒処分及び刑事処分の対象となる。

- (2) 県警が押収した証拠品について警察に送付しかつその際所有権放棄を求めることは強要につながり、人質司法、密室取調において公務員の職権乱用に抵触することとなる。

また一度送致した書類及び証拠品を検察から警察へ返送・還付することは刑訴法等に規定されていないのであれば、その根拠規定がないからそのような申し出があった場合にそのことをすることができると解するのかわからないと解するかどうかは司法の判断によるものであり、警察が判断することではない。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

### (1) 事件送致について

事件送致とは、第一次捜査機関（警察）がその捜査の結果を検察官に引継ぐことをいい、刑事訴訟法第246条は、「司法警察員は、犯罪捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠品ともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。」と規定している。

なお、一度送致した書類及び証拠品を検察から警察へ返送・還付することは刑事訴訟法に規定されていない。

### (2) 証拠品の還付について

還付とは、押収物について押収の効力を解き、これを受け取るべき者に返還する処分をいう。押収物で留置の必要がないものは、刑事訴訟法第222条第1項及び第123条第1項の規定により、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

ただし、捜査機関が捜査の段階で押収物を還付する場合は裁判所が行う押収物の還付の場合と異なり、捜査としての行為であることを鑑み、被疑者やその弁護人の意見を聴く必要はなく、捜査機関の判断にゆだねられている。（東京地判昭45. 11. 24）

したがって、警察及び検察官は捜査段階であれば、それぞれ独自の判断で押収物を還付することができるが、前記(1)のとおり送致した書類及び証拠品を検察から警察へ返送・還付する根拠規定はない。

## 6 審査会の判断

### (1) 司法警察員から検察官への証拠物の送付

#### ア 証拠物の差押え

司法警察職員は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法」という。）第218条第1項の規定により、犯罪の捜査において必要があるときは、令状により差押え等を行うことができることとされており、第222条第1項の規定において準用する第99条第1項の規定によって、捜査をするに当たって必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押えることができるとされている。

## イ 証拠物の送致

法第203条の規定により、司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕された被疑者を受け取ったときで、留置の必要があると思料するとき、または法第246条の規定により、犯罪の捜査をしたときは、書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならないとされている。

検察庁に送致された証拠品については、証拠品事務規程（平成25年法務省刑総訓第3号。以下「事務規程」という。）に基づき、証拠品担当事務官によって、受入から処分までの事務が行われることとなる。

## (2) 証拠物の還付

### ア 司法警察職員から受還付人への還付

法第222条第1項において準用する法第123条第1項の規定により、司法警察職員が行った捜査によって押収した物で、留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たずに、決定により還付しなければならないとされている。

### イ 証拠品担当事務官から受還付人への還付

証拠品担当事務官は、事務規程第49条各項及び第50条各項の定めるところにより、受還付人に出頭を求める、受還付人の住所、居所等に持参し交付する、又は受還付人に対し郵送する等の方法によって還付を行うとされている。

なお、換価代金を除く証拠品については、事務規程第51条の規定により、司法警察員に送付して、還付の手続を囑託することができることとされている。

## (3) 本件文書の存否について

当審査会において、法及び事務規程を確認したところ、「司法警察職員から受還付人への還付」及び「証拠品担当事務官から受還付人への還付」の記載はあるが、本件文書である「一度県警より検察に送付した証拠品を検察

より県警に還付することができるかできないかについての法的根拠」を規定したものの存在は認められない。

よって、「還付できたとしてそれを所有者へ還付することができるかできないかについての法的根拠」を規定したものの存在も認められない。

したがって、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はないと判断される。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。